

## 被災住宅の応急修理に係る協力協定に基づく研修の実施について

住宅課

### 1 要旨

災害時における被災住宅の応急修理に関する協力協定を先月に締結した一般社団法人災害復旧職人派遣協会広島県支部が、同支部の災害対応力を向上させるために実地研修を行う。

### 2 研修内容

屋根へのブルーシート張りの能力向上を図るための模擬訓練

### 3 日時・場所

令和2年10月20日（火）午後1時30分から  
県営上安住宅第一公園 隣接の県有地（住宅課所管）  
（広島市安佐南区高取北1丁目17-37）



（地図の出典：国土地理院ウェブサイト）

### 4 訓練実施団体

一般社団法人災害復旧職人派遣協会広島県支部

### 【参考】 応急修理制度

災害救助法に規定する「救助」のひとつ。「救助」に要する費用は国及び県が負担する。

災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊し、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレ等日常生活に必要な不可欠な最低限度の部分の応急的な修理について、市町が業者に依頼し、修理を行う。(限度額：595,000円(半壊・大規模半壊), 300,000円(一部損壊))

平成30年7月豪雨災害では、15市町において被災者から1,153件の申込(令和2年9月末時点)を受け付けている。

### 【被災住宅の応急修理と協定の概略図】

